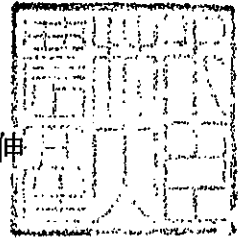




16消安第5280号  
平成16年10月1日

食品安全委員会  
委員長 寺田 雅昭 殿

農林水産大臣 島村 宜伸



### 食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第8号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

### 記

- 1 薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第23条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての輸入の承認をすること。
  - (1) 鳥インフルエンザ（油性アジュバント加）不活化ワクチン（ノビリス IA in ac、AI（H5N2亜型）不活化ワクチン（NBI）、レイヤーミュン AIV）
  - (2) 豚ボルデテラ感染症・豚パスツレラ症・豚丹毒混合（アジュバント加）不活化ワクチン（リニシールドTX4、リニシールドTX4（ゲン））
  - (3) ぶりビブリオ病不活化ワクチン（ノルバックス ビブリオ mono）
- 2 薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される第14条第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての製造の承認をすること。
  - (1) ひらめβ溶血性レンサ球菌症不活化ワクチン（Mバックイニエ）

